

白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進、地域の活性化並びに良質な住宅ストックの形成を図り、もって人口減少対策と地方創生の実現に寄与するため、県外から市内へ、市外から市内へ移住するために住宅の取得を行った者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 県外から市内に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条に規定する転入をした者をいう。
- (2) 市外移住者 県内の他市町村から市内に移住し、かつ、法第22条に規定する転入をした者をいう。
- (3) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が本市にあることをいう。
- (4) 住宅 戸建住宅、集合住宅又は、住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するため、市内の新築住宅又は中古住宅を工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）により取得し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を活用した取得
 - イ 公共工事に伴う移転補償による取得
 - ウ 白河市行政分譲地建築助成金を受けた取得
 - エ 白河市三世代同居・近居支援事業の補助を受けた取得
 - オ 福島県多世代同居・近居推進事業の補助を受けた取得
- (6) 基準日 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）を取得した日をいう。
- (7) 誘導居住面積水準 住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に規定する水準をいう。
- (8) 市税等 本市において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村税及び本市へ転入する前の所在地において課税される地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。
- (9) 若年者 基準日において、40歳未満の者をいう。
- (10) 子育て世帯 基準日において、18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある就労していない者をいい、出生以降に同居する予定の妊娠中

の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できるものに限る。）を含む。）と同居している世帯をいう。

- (11) 新婚世帯 基準日において、婚姻の届出をした日から起算して3年未満の世帯をいう。
- (12) 誘致企業 白河市企業立地促進条例（平成17年白河市条例第125号）第3条に規定する奨励金の交付資格を有する企業をいう。
- (13) 認定就農者 白河市長から青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65条）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。）の認定（同条第3項の規定による認定をいう。）を受けた者をいう。
- (14) 空き店舗対策事業者 白河商工会議所が実施する中心市街地空き店舗対策事業による家賃補助の交付決定を受けた事業者をいう。
- (15) 市内業者 本市に営業所を有する法人又は本市に住所を有し、かつ、現に居住している個人事業主をいう。
- (16) 中心市街地 第2期白河市中心市街地活性化基本計画区域の対象区域をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付は、第5条の交付対象者が第4条の補助対象住宅を取得した場合について行う。

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅とする。

- (1) 契約を締結した日が平成30年4月1日以降のものであること。
- (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- (3) 戸建住宅にあつては、その延べ面積は原則として、誘導居住面積水準のうち一般型誘導居住面積水準を満たしていること。
- (4) 集合住宅にあつては、その延べ面積は原則として、誘導居住面積水準のうち都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が7.5㎡超の場合は、7.5㎡）を満たしていること。
- (5) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあつては、白河市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を完了していること。

（補助金の交付対象者）

第5条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県外移住者又は市外移住者であること。
- (2) 当該住宅の持分が2分の1以上であること。
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- (4) 原則として、補助金交付年度内に市内への移住が完了していること。
- (5) 定住する地域の町内会に現に加入し、又は加入する見込みがあること。
- (6) 定住する直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に、基準日以前

の期間が1年以上記録されていること。ただし、平成30年4月1日以降において契約前に移住準備等のため市内に定住した場合は、転入の届出日から基準日までの期間が3年未満であり、かつ、定住する直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。

- (7) 同一世帯全員が申請日において納期限の到来している市税等を完納していること。
- (8) この要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (9) 暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第3号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でないこと。

（補助金の対象経費）

第6条 補助対象となる経費は、次に掲げる経費を除く住宅取得に係る経費（消費税を除く。）とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金を活用する場合の当該対象経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲げる額の合計額とを比較していずれか低い額とする。

- (1) 補助基本額を次の区分のいずれかとする。
 - ア 県外移住者で誘導居住面積水準を満たす住宅 60万円
 - イ 県外移住者でア以外の住宅 60万円
 - ウ 市外移住者で誘導居住面積水準を満たす住宅 60万円
 - エ 市外移住者でウ以外の住宅 30万円
- (2) 年齢や世帯構成に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、10万円を加算する。
 - ア 若年者の場合
 - イ 子育て世帯の場合
 - ウ 新婚世帯の場合
- (3) 就業や雇用の促進に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、10万円を加算する。
 - ア 誘致企業従業員の場合
 - イ 認定就農者の場合
 - ウ 空き店舗対策事業者の場合
- (4) 地域産業の活性化に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、10万円を加算する。
 - ア 市内業者が工事を施工した場合（移住した世帯を構成する者が市内で施工業を営むものであって、かつ、その者が施工した場合を除く。）

イ 市内業者が住宅を設計した場合（移住した世帯を構成する者が市内で建築士事務所を営むものであって、かつ、その者が設計した場合を除く。）

- (5) 居住地の誘導に関する加算額で、中心市街地に補助対象住宅を取得した場合は、10万円を加算する。
- (6) 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」に該当する県外移住者においては、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知。次号において「県要綱」という。）」に基づき、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、70万円を、それ以外の場合は、60万円を補助基本額に加算する。
- (7) 県要綱に基づき、第2号から第4号までの各号に該当する場合は、各号毎に10万円を加算する。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、基準日から起算して6箇月以内に次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 同意書（第3号様式）
- (3) 同一世帯全員の住民票の写し
- (4) 市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- (5) 同一世帯全員の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）
- (6) 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
- (7) 工事請負契約書又は売買契約書の原本及びその写し
- (8) 固定資産評価額証明書（土地付き住宅を取得した場合に限る。）
- (9) 建物登記簿の全部事項証明書
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し（当該住宅を新築した場合に限る。）
- (11) 建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し（当該住宅を売買により取得した場合に限る。）
- (12) 耐震診断を受けたことが確認出来る書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。）
- (13) 取得した住宅の建物全景写真
- (14) 母子健康手帳の原本及びその写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、加算を申請する場合に限る。）
- (15) 婚姻後の戸籍謄本の写し等（加算を申請する場合に限る。）

- (16) 誘致企業との雇用関係が分かる書類（加算を申請する場合に限る。）
- (17) 青年等就農計画認定書の写し（加算を申請する場合に限る。）
- (18) 空き店舗対策事業者の家賃補助交付決定通知書等の写し（加算を申請する場合に限る。）
- (19) 設計業務委託契約書の原本及びその写し（加算を申請する場合に限る。）
- (20) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知する。
（補助金交付の条件等）

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 規則、この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して3年以内に補助対象住宅に定住しなくなったときは、次に掲げる場合を除き、補助金の全部又は一部を返還すること。
 - ア 第9条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が死亡した場合
 - イ その他市長が相当と認める場合
（着手届及び完了届）

第11条 規則第14条に規定する補助事業等着手（完了）届の提出は要しないものとする。
（実績報告）

第12条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。
（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者は、白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 申請日の属する年度内に前条の請求を行わないとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金取消通知書（第6号様式）により通知する。

(補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、前条の規定により交付決定を取り消された場合又は第10条第3号の規定により補助金を返還することとなった場合は、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 本補助金により取得した住宅の規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年とする。

(状況報告)

第17条 被交付者は、補助金交付年度の翌年度から起算して3年間、毎年市長が定める期日までに、定住の状況を白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金状況報告書(第7号様式)により市長へ報告しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。